

最高裁の上告不受理・棄却を弾劾する！ 新条例下での新勤評改悪許さず闘おう！

2012年7月3日
新勤評制度はいらない！全国交流会事務局

6月13日、最高裁は、「新勤評反対訴訟」に対する「上告不受理決定」通知書を送りつけてきました。最高裁は、たった1枚の紙切れをもって私たちの訴えを棄却しました。2010年4月28日に上告理由書を提出してから2年と1ヶ月という長期にわたって、最高裁は私たちの訴えを放置してきました。

その間にも、橋下徹・大阪維新の会は、「日の丸・君が代強制条例」や「教育基本条例」「職員基本条例」など、政治が教育を全面的に支配する攻撃を次々とエスカレートさせました。最高裁は、大阪のとてつもない政治的な動きを横目でしっかりと見ていたはずですが、最高裁による「不受理決定」は、政治が教育支配をエスカレートさせようとしている真っ只中で「判決」することを2年以上も回避し、「教育基本条例」等が強行された後になって、「何も言わない」ことにしたのです。

私たちは、満腔の怒りをもって、最高裁「決定」に抗議します。

橋下・維新の会の教育支配と破壊を容認した最高裁の上告不受理・棄却決定

最高裁は上告不受理・棄却という決定を行いました。彼らは上告には判断すべき憲法解釈上の問題も重大な事実誤認もないと言うのです。しかし、そんな判断にばなぜ上告から2年2ヶ月近くもかかったのか。なぜ、内容上の一切の判断を下さない棄却を選んだのか。

その理由は、私たちの上告が新勤評の違憲、違法性、教育と学校現場に対する破壊作用についての判断を最高裁に突きつけただけでなく、昨年以降の橋下府知事（当時）と維新の会による教育基本条例、職員基本条例など旧来のシステムを格段に上回る破壊作用をもつ制度への判断を迫られたからです。教育関連条例は誰が見ても行政、校長による教育の支配そのものであり、新勤評を教職員を縛る道具とするもの、子どもたちに競争を強制し一方的な価値観を押しつけるものです。私たちの上告に内容上の判断を下すとなれば、現在の維新の会の教育破壊の動きに一定の判断をせざるを得ません。誰が見ても違憲・違法なものを強引に肯定賛美するか、否定するかを迫られて、結局、それから逃れるために直接的な判断を下さずにすむ不受理を決めたのです。しかも、3月に大阪府議会で関係条例が可決され、大阪市でも5月に関連条例が可決されたのを見て、それを「高裁判決支持」の形で間接的に肯定する道を選んだのです。姑息と言うほかありません。私たちは、最高裁の決定が橋下徹・大阪維新の会を利する逃げと現状追認であり、何よりも現在進められている教育破壊に手を犯罪的なものであると考えます。到底許すことができません。

大阪高裁一宮判決は評価・育成システムを肯定した一審判決の結論を追認しました。しかし、私たちが突きつけた、システムが現にもたらしめている具体的な事実を認めざるを得ませんでした。「学校教育目標について、教職員間での十分な議論や意見交換、前年度までの総括や意見集約等がなされた結果の、個々の児童生徒や地域の実情等に即した適切な学校教育目標であるといえるか、疑問を持たざるを得ないようなケースも存在する」と。私たちが立証した事実に対しても「現に」「多くの」という形容を付ける形でしか否定できず、「現に多くの教職員の士気を低下させ、協働性を損なわせている事実を認めることはできない」などという他なかったのです。判決は、「目標設定、面談、評価、苦情審査、給与への反映などのそれぞれの段階で、より効果的に制度目的を達成すべく、制度のあり

方等をさらに議論し、改善をはかっていくことが必要」であることを確認するほかありませんでした。これらの言い訳の上に、一宮判決は、「疑問を持たざるを得ないようなケース」が存在しても、「検討改善すべき点があっても、いずれも運用の問題にすぎず」「制度そのものを否定するのは相当でない」等々を繰り返して、結局全部の事実について大阪府の「裁量権の範囲」（濫用とまでは言えない）であるとして、強引に一審の不当判決を支持したのです。

大阪高裁判決を最高裁が不受理・棄却によって全面的に支持する決定を行ったことは、上告当時よりもはるかに教育破壊、学校破壊が進んだ今日の情勢を考え合わせれば、2重、3重に犯罪的です。

(1) 私たちは校長が目標設定し、教職員がそれに従って各自の目標を設定する評価育成システムは行政による不当な支配であり、特定の目標を子どもたちに押しつけるものだと言いつけてきました。3月に成立した教育行政基本条例・府立学校条例は、「教育目標は（教育委員会と協議の上、）知事・市長が決める」「教育委員会はその具体化を行う」「校長は各学校に合わせて目標を具体化する」「教職員はこの設定目標に従う」と憲法をあざ笑うかのように教育に対する政治家・行政の支配と教職員の服従を規定しました。

(2) 評価育成システムはこの違憲・違法な条例を実施するテコとしてより悪質な役割を与えられています。知事・市長－教育委員会－校長の設定した目標に従って自分の目標を設定し、その達成度を競うことが教職員の教育活動とされ、その評価の基準とされています。

(3) さらに、「2年連続最低評価で免職（解雇）」の恐怖支配によって、教職員のプライドを踏みにじり無理矢理従わせようとしています。新たに導入される授業評価のシステムへのとりこみでは、生徒の評価が低いことを理由にして一定比率の教師を観察授業や改善指導の対象とし、事実上不適格教員をあぶり出し、でっち上げるための制度と化しています。

(4) 権力をちらつかせた命令にどうしても従わない教職員に対しては、「職務命令違反3回で免職」が規定されています。君が代不起立の教職員に最初の狙いをつけられています。しかし、逆らう者、従わない者を一切許さない、文字通りの権力的支配体制に他なりません。

(5) 評価育成システムを使った賃金差別はますます拡大され、府知事・市長の圧力で「相対評価を上回る比率」で下位評価者をつけ、賃金カットを押しつけています。

(6) 府立学校学区撤廃と超特別扱いのエリート育成高校設定でますます受験競争をあおる政策がとられています。

(7) 3年連続で定員割れとなった高校に対する廃校攻撃、小中学校での学校選択制を利用した統廃合の促進。学校間競争の名の下で行われるのは学校つぶし・合理化の推進です。

(8) 校長の私的機関としての学校協議会＝現場の教職員を排除した組織が校長による学校支配を後押しします。

新条例下で、これら教育を支配し、破壊する諸施策が新条例の具体化として次々に導入されようとしています。上告に際しては、「制度の持つ危険性・可能性」として指摘したものが、すでに予想をはるかに超える悪質な違憲・違法な制度として現実化しています。

さらに、橋下市長、松井知事は労働組合、教職員組合に対する執ような弾圧を繰り返し、組合運動の権利さえ否定しています。大阪市が7月議会に提出する公務員の政治活動禁止条例は一切の政治的活動の禁止と「違反者」の懲戒免職による追放を規定し、公務員、教職員に対する基本的人権、権利の否定さえ進めようとしています。橋下市長・大阪維新の会の暴走は、教育の破壊につながるだけでなく憲法に規定された諸権利を踏みにじて進められています。

これらの情勢の下で、大阪の教育が文字通り一層深刻な危機にさらされているときに、それに警告・警鐘を發するのではなく、批判するのではなく、全く逆に間接的に容認し支持する方向で私たちの上告の不受理・棄却を決定したことを絶対許しません。私たちは最高裁の決定に屈することなく評価育成システムの廃止を要求して闘い続けます。

私たちの闘いの経過と成果

「新勤評反対訴訟」は、2006年10月の「訴訟団」結成（1次提訴11月）から「最高裁決定」まで、5年8カ月にわたって闘ってきました。訴訟団は、この6年間近くにおよぶ裁判闘争を通じて、大衆運動としての「新勤評反対運動」を着実に拡大してきました。教職員内部には、2万部を超える「訴訟団ニュース」配布の体制ができ、支える会を中心に保護者・市民にも「新勤評制度」が教育を破壊

することを広く訴えてきました。訴訟団への信任と共感は、教職員の中に、少しずつですが根付いていったと思います。訴訟団の闘いは、全国的にもその動向が注目されるようになっていきました。

そして、訴訟団は、最高裁への上告理由書及び上告受理申立書の提出（2010年4月28日）以降、法廷闘争を中心とする闘いから、府教委当局と対峙する大衆運動としての「新勤評反対運動」へ転換し、それを結集軸として、「これでええんか橋下『教育改革』（あかんやろ！）新勤評を許さない12・19全国集会」（2010年12月19日、大阪市中央公会堂）を呼びかけました。集会には、全国から500人もの人々が結集しました。集会は、①大阪の新勤務評定制度を廃止に追い込む闘いを全国的な課題とすること、②大阪情報と全国情報の集約と協同を行うこと、③12・19集会に結集した全国のエネルギーを『新勤評制度はいらない！全国交流会』として引き継いでいくことの3点を確認しました。

その後、「全国交流会」として、府教委に対する公開質問、要望・申し入れと直接交渉を求めた取り組みを強めると共に、新給与条例と規則改悪に反対する府議会への働きかけ、各職場での反対の呼びかけなどを展開してきました。

1審判決は、教員評価制度と勤務評定を通じて、「国等が教育内容及び方法に関与ないし介入する側面があったとしても、必要かつ合理的と認められる範囲内のものとどまる。」と断じました。このような判断は、学校教育目標や教員個人に至るまでの極めて具体的で詳細な教育内容に対する究極の行政介入が行われてもなお、憲法、教育基本法、学校教育法の制限を明らかに逸脱している事実が確定されないかぎり、教育は行政権力による「指示・命令」が最優先であることを認めるものです。これは、教育への行政介入は「必要かつ合理的」な範囲に制限されなければならないとした最高裁「旭川学テ」判決さえ乗り越える暴論です。

訴訟団は、1審・2審を通して、この論理を覆すに足る十分な反論と証拠を積み上げてきました。とりわけ本件システムが、教員の職務を行政権力への従属へと向かわせ、子どもの学ぶ権利を侵害する制度であること、教育の協働性を現実に破壊し「学校の活性化」に逆行する制度であることを、中田康彦（一橋大学）鑑定意見書及びすべての準備書面による論理と証拠、そして何より、小・中・高校・支援学校等様々な校種に所属する原告自身や卒業生等の意見陳述による現場の具体的事実と「検証アンケート」（2009年10月～11月、府立高校教職員対象、回答数約900人）に基づく実態分析をもって具体的な証拠を次々と突きつけてきました。

「検証アンケート」には、新勤評制度に対する怒り、呆れ、不満、期待と裏切り、不安、不信など、溢れんばかりの教職員の「思い」がびっしりと書き込まれていました。回答した教職員は、ここぞとばかりにその思いを、アンケートにぶつけました。少なくとも、アンケート結果は、「圧倒的多数の教職員が『自己申告票』の提出に応じている事実は、制度はすでに信頼を得て定着をしている」という裁判での府教委の主張が、いかにでたらめであったかをはっきりと証明したのです。アンケート結果は、本件システムが教職員「資質の向上」にも「育成」にも、「学校の活性化」にも効果を上げていないだけでなく、実害をもたらしているという実態を明らかにしています。さらに、システムが具体的な教育内容にまで支配が及んでいることを教職員は身をもって感じ、今後ますます抵抗できなくなることへの恐怖と怒りが現実のものであることを明らかにしたのです。訴訟団は、アンケートに寄せられたこの「思い」こそ、教職員から訴訟団に寄せられた「期待」であると受け止めました。

一方で、橋下大阪府前知事は、「財政再建」を口実に、教育諸条件の拡充整備における平等原則をかなぐり捨て、教育への財政支出の「重点化」「差別化」を推し進めていました。予算配分の権限を最大限に利用して、首長が思い描く「教育」を教育委員会や学校に押しつけようとしてきました。橋下による教育への政治支配は、子どもたちの置かれている地域ごと家庭ごと一人ひとりで異なる学習環境や生活諸条件を抜きに、単に「成績を上げる」競争が正しいとする短絡的で一方的な価値観を、それに反対する首長や教育委員会を罵倒しながら押しつけてきました。さらに、完全な政治支配のために、「行政評価」による教育委員会支配を、「学校評価」による校長支配を軸とし、その「評価」基準を個々の教職員にまで徹底させる新勤評制度と一体化させる動きを強めていきました。新勤評制度は、政治による教育支配がエスカレートする中で、教職員の一人一人に至るまで、行政の指示通りに働かせるための決定的な手段の一つとなっています。

この政治支配は、2012年3月府議会での「教育行政基本条例」「府立学校条例」「職員基本条例」等の可決強行によって、教育の目標設定から教職員一人一人の管理に至るまで首長にその権限を集中するとつもない違憲条例にまでエスカレートしています。

大阪府教育委員会は、システムの試行段階での調査以降、同システム及び「勤務評定」との連動に関する調査は、府立学校長及び各市町村教委からの調査に限定して行っていました。教職員への調査は、要求があるにも関わらず一切行っていませんでした。この状況に対して、訴訟団は府内教職員に実態に関するアンケートを呼びかけ、とりわけ府立高校では全職場にアンケートを配布し 903 人からの回答を得ました。高校でのアンケート調査では、68.9%が同システムの廃止を望み、19.5%が廃止が無理なら改善を望むと回答していました。給与への反映については、75.1%が廃止を望み、13.4%が廃止が無理なら改善を要望しています。9割の教職員が、制度の廃止または改善を要求していました。調査に回答を寄せた教職員は「反対者」に偏っているわけではないことも証明できていました。

府教委が、8月になって、独自にアンケート調査に踏み切らざるを得なかった背景に、新勤評反対訴訟と訴訟団アンケートの存在があったことは明らかです。府教委アンケートとその結果に対して、またその後に府教委が提案していた制度改悪案に対して、訴訟団及び集会実行員会及び新勤評制度はいらない！全国交流会は、数回にわたって公開質問・抗議・要望を行ってきました。しかし、府教委はまともに回答することを拒否し続けました。

大阪府教委は、2010年4月の教育委員会議に「平成22年度大阪府教育委員会の運営方針について」を提示し、その審議を開始しました。そこには、「平成16年度から実施（平成19年度から給与反映）している教職員の評価・育成システムについて、より教職員の資質の向上につながるよう、制度の充実・改善及び給与反映のあり方について検討を進める。」と明示していました。具体的に、2010年7月から制度改定の「審議」を開始し、9月には「見なおし」「決定」という性急な動きを起こしました。

訴訟団は、法廷を介してではなく、直接に大阪府・府教委と対峙する大衆的運動を組織していく段階に本格的に踏み込んでいきました。

府教委は、9月制度改悪のためのアリバイ作りを「教職員の評価・育成システムに関するアンケート」（7月15日付け配布、8月6日回答期限）によって開始しました。対象は、府立学校長・准校長、公立小・中学校長と市町村教委（大阪市、堺市を含む）を悉皆（全員）としているのに対して、一般の教職員は約5%だけにとどめました。しかも、一般教職員の中には、管理職である教頭や事務長、首席と指導教諭（一般教諭より「上」の役職として数年前に新設）を含んでいます。対象からもアンケートの意図は明確です。

質問項目も極めて不公正でした。制度を検証するのではなく、現制度を肯定し、「がんばっている人とそうでない人に給与差を設けるのは適当だと思いますか」など、さらに「メリハリをつける」（給与格差拡大）新制度への移行を誘導する項目が並べられていました。

訴訟団は、府教委がアンケート結果を勝手にねつ造できないように、回答締め切り後、直ちにアンケート回答用紙そのものの全面開示を請求しました。すでに、この段階で当初府教委が目指した「9月に新提案」という日程は大幅にずれ込んでいました。訴訟団は、教職員はもちろん、校長の間にも制度に対する強い批判と不満があるのを表面化させる取り組みを強めていきました。

訴訟団の取り組みによって、府教委は、評価・育成システムに関するアンケート結果について公表せざるをえなくなりました。実に、校長の74.1%、教職員の79.2%という圧倒的多数が、「システムによる給与反映は意欲・資質能力の向上につながらない」と回答し、システムを根本から否定していることがあきらかになったのです。この事実は、マスコミも取り上げざるを得ませんでした。

私たちは、子どもたちから教育への権利を奪う「教育改革」をもうこれ以上許さなず橋下知事や大阪府教委と大衆運動で対峙していくために、着実にしかし大胆に、運動に対する広範な支持と共感を組織していく以外にないと考えました。

「これでええんか橋下『教育改革』（あかんやろ！）新勤評を許さない12・19全国集会」は、このような状況と府教委や「橋下教育改革」と直接対峙する新たな運動のスタートを切ろうとするものでした。集会実行委員会は、中之島中央公会堂を満員にすべく全力を挙げて取り組みました。集会を成功させ、橋下知事と府教委に教職員の声を突きつけ、新勤評制度を廃止に追い込む大衆的な闘いの強化を呼びかけ、「橋下教育改革」にストップをかけようと呼びかけました。

12月19日の「これでええんか橋下『教育改革』（あかんやろ！）新勤評を許さない全国集会」は、500人以上の教職員・市民の参加を得て成功裏に終了することができました。集会では、全国の声と力を結集して新勤評制度廃止のために闘うことが確認されました。

一方、府教委は私たちの質問状にまともに回答することもなく、2011年度から実施する制度改定案を一方向的に持ち出しました。

これまでは、各教職員が自分で設定した目標を「どれだけ達成したか」によって「業績評価」を行うことを建前としてきました。しかし、「新し引き」では「業績評価」は、設定する目標そのものを評価の対象とし、「学校の教育目標」は校長が設定したもので、教職員の個人目標がそれと異なっていたら、達成の如何にかかわらず低い評価にするものです。また、学校の「教育目標」に合わせて個人の目標を「修正・変更」させることを強制しています。教職員それぞれの目標を尊重し支援するという「育成」の側面は一層退き、「評価」によって校長の「目標」を個々の教職員の目標とさせるための装置という支配的性格を前面に押し出しました。

「評価・育成システム」への批判は、公正な評価がされていないこと、それが賃金に反映させられていることへの批判にとどまりません。このシステムによって、個々の教職員が「行政の目的」を「自らの目標」とすることを強制されるという違憲・違法がいよいよ本格的に持ち込まれようとしています。このことに対する具体的で全面的な批判が必要でした。

しかし、橋下前知事が「日の丸・君が代強制条例」と「教育基本条例」を引っ提げて、文字通り政治が教育を支配するための攻勢を開始しました。

橋下前知事と「大阪維新の会」は、学校での卒業式や入学式の際の「君が代」斉唱時に教員が起立することを義務づける条例案を、昨年6月、「大阪維新の会」単独で強行に可決させました。橋下知事は、単独過半数という一時的な議員の「数の力」によって、自身と異なる意見を持つものの存在そのものを否定する条例を大阪府民と教職員、子どもたちに押しつけました。公務員にあっては憲法に規定された権利主体であることそのものを否定して、国家（政治家）の意のままに動く者以外は公務員職から追放するという動きにでました。

橋下前知事は、府幹部職員に向けたメールで、職務命令を出して一人残らず起立させる決意を示すことを大阪府教育委員会に迫る一方、全員を起立させる「マネジメント」能力が府教委にないなら条例を制定して強制すると迫りました。

このような形で教職員全員に「命令」と「処分」をもって強制することは、今度は教職員がその先頭に立って、多様な考えを持つ子どもたちに強制することを意味します。橋下・維新の会の描く学校は、子どものためにあるのではなく、国民学校令に基づいて「皇国ノ道二則リ」天皇のために身も心もつくせと命じた皇国民錬成のための学校に近いものです。

新勤評反対訴訟団は、新勤評制度が教職員管理を通じた教育内容への不当介入であることを法廷のみならずあらゆる場面で主張してきました。「君が代起立条例」と「処分」という権力的な教育への強制が、新勤評制度と結合し、大阪の教職員の一挙手一投足を監視し「違反者」を処罰する制度として浸透していくことを私たちは認めません。現在教育関連条例、職員条例の下で、その具体化が急速に進められています。実施が予定されている内容は極めて悪質で、危険なものです。私たちは当面のこの改悪を徹底的に批判し、これに反対の声を上げていくことで新条例に基づくシステム改悪と対決する闘いを強めたいと思います。その中で新条例そのものを廃止に追い込み、評価育成システムを廃止に追い込んでいきたいと考えています。

教育・職員4条例下での「評価・育成システム」改悪の新たな動き

橋下、大阪維新の会が成立させた教育・職員4条例は、「教育目標は政治が決める」とし、教育への首長（知事と市長）の政治介入・支配を認めた。政治が決めた目標に従って校長、教職員は教育活動を行うよう義務付けられ、それに基づいて評価されることを通じて服従させられる。学校と教職員は知事・市長を頂点とした上意下達の命令体制に完全に組み込まれようとしています。その際、新勤評制度は学校・教職員支配の主要な柱に据えられ、一層悪質な役割を担わされようとしています。

4月20日、大阪府教育委員会は「大阪府教育委員会運営方針」を発表しました。これは当該年度の基本的方針を年度当初に示すものですが、府教委は今年度を教育・職員4条例の運用をスタートする重要な一年と位置づけました。その中で府教委は、重点項目の一つに、生徒による授業評価の教員評価への反映を挙げ、また条例具体化に向けた各部局への具体的な検討、具体化の指示の主なものの中に、①2013（平成25）年度からの全校共通した授業評価の取組の実施に向け、8月を目途に

「授業評価ガイドライン」改訂版を策定すること、②授業評価の結果を踏まえた教員の評価制度の設計、を加えました。

府教委は教職員企画課が主宰する「評価・育成システム改革ワーキンググループ」を設置し、条例に基づき生徒の授業評価を評価育成システムに組み込むために学校長・市町村教育委員会の意見を聴取しています。6月15日にはワーキンググループの検討会は終結し、結論を出してきます。一方、府教委は4月24日に府立学校校長会で、新条例に基づく授業評価の結果を教職員の評価に反映する授業評価制度を13年4月1日から施行し、内容を校長が把握すると伝えました。その際、府教委は「必須課題」として、①全教員について、担当する全クラスでの生徒アンケートの実施、評価結果の校長による把握、②授業アンケートの結果から授業の課題を洗い出し、発見された課題に対する改善方策を策定する、③毎年度、保護者対象の学校教育自己診断を実施し、その中での授業に対する意見聴取、をあげ、今年度から実施するとしている。また、もう一つの「必須課題」として、各校が実施する授業アンケートの一部に全校共通した項目を入れるなど、全校共通した取り組みを導入する、を入れ、「充実課題」として、公開授業における保護者等による授業アンケートの実施や、同僚教員による研究授業・授業見学の充実を図る、としている。具体的には、13（平成25）年度に向けて「授業評価ガイドライン」を改訂するとしています。

また、スケジュール表では、「改革案まとめ」後、8月いっぱいまで施行についての検討、9月、10月かけて試行、11月に最終調整（試行結果等の検証）、12月に手引き・マニュアル等印刷、1～3月に周知・研修、H25年4月より運用開始、H26年度6月・12月の勤勉手当に反映、H27年度1月から昇給に反映、と予定を公表しています。なお、8月いっぱいまでを「組合協議等」の時間にとっています。

一連の会議で検討された「授業評価を含む教員評価について（案）」には以下の内容が含まれている。①1・2学期に各1回、小学校では保護者アンケート、中学校では生徒・保護者アンケート、高等学校では生徒授業アンケート&学校協議会申し出等が行われる。これを受けて、②5月初めより2月初めまで「通常の授業観察（校長等による指導・助言）」が行われる。③その中で生徒の授業評価に従って、教職員の評価を3群にわけ、低評価群については、授業観察・面談という重点授業観察を行う。これは「校長等による複数回の授業観察」「教委指導主事等の授業観察（指導主事・管理主事・資質向上指導員等）」「（第三者による授業観察）」が行われる。④会議ではこの低評価群を0～3名と想定し、上の特別指導を予定しています。

しかし、府教委指導主事の授業観察まで含む対応は尋常ではありません。一方で、3名（約5%）は橋下市長らが主張した相対評価に人数を近づけるために無理矢理低位評価をつけさせる材料作りの色彩が強いです。（現行はBCで1～1.5%程度）。他方で、指導力不足教職員のあぶり出しとレッテル張りのシステムと連動していることも明白です。このような制度が入れば、教職員の育成どころか、教職員相互に分断と対立を持ち込み、同僚に対する不信をあおり、病気などの弱い立場の教職員を文字通り学校現場から駆逐する道具にすることになるでしょう。

現在、さらに、条例に従って「保護者の教職員に対する苦情」を学校協議会が受け付け、申し立てられた教職員を俎上にあげる制度作りが進められている。この制度も保護者と教職員の対話や相互理解によって問題の解決を図るのではない。教職員を排除し、学校現場を知らない学校協議会が校長・管理職とだけ相談して対応を決める制度であり、苦情申し立てを利用している右翼などの攻撃に利用されやすい、学校協議会に判断できるはずがないなど明らかに危険な制度である。その上攻撃された教職員を不適格教職員などとレッテル張りし、学校から駆逐する制度になりかねない。

現在進行している新条例の具体化の動きはシステムの役割を一段と悪質化し、危険なものにするものです。到底看過することはできません。もちろん知らない顔をするなどできません。府教委が準備しているシステムの改悪を暴き出し、その危険性と犯罪性を明らかにする中で反対運動を強めましょう。具体化反対の闘いを進める中で、条例そのもの、評価育成システムそのものの撤廃を要求し、実現に向け頑張りましょう。皆さまのご支援、ご協力を是非お願いします。